



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年4月7日(火) 問い合わせ先:指導1課

課長:山浦担当:篠谷

電話:829-1661

内線:4060

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴う 臨時休業の実施及び分散登校の中止について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言発令に伴い、臨時休業の実施を行うとともに、令和2年4月3日に記者発表した分散登校については中止をいたします。

記

1 臨時休業の期間について

浦和高等学校、大宮北高等学校、大宮国際中等教育学校 4月 8日(水)~5月6日(水) 小学校、中学校、浦和南高等学校 4月 9日(木)~5月6日(水) ひまわり特別支援学校、さくら草特別支援学校 4月 9日(木)~5月6日(水)※ただし、特別支援学校の新入生の臨時休業期間は、4月10日(金)~5月6日(水)

2 臨時休業期間中の児童生徒の預かりについて

小学校の児童、中学校特別支援学級に在籍する生徒及び特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、自宅等で過ごすことが適切でないと考えられる場合は、在籍する学校施設で受け入れます。なお、時間帯は通常の学校における在校時間の範囲内とするなど、昨年度末の臨時休業時と同様に実施いたします。

3 臨時休業期間中の校庭開放について

児童生徒の健康保持の観点から、運動する機会を確保するため、臨時休業中の市立小・中・ 高等・中等教育学校の校庭を開放いたします。

- (1) 期 間 4月9日(木)~5月6日(水)
- (2) 時 間 午前8時30分~午後4時
- (3) 対象者 在校生及びその保護者

問い合わせ先

【小学校・中学校に関すること】 指導1課 電話:829-1661 (内4060) 【高等学校・中等教育学校に関すること】 高校教育課 電話:829-1671 (内4145) 【特別支援学校に関すること】 特別支援教育室 電話:829-1667 (内4078) 【保健管理等に関すること】 健康教育課 電話:829-1678 (内4093) 【校庭開放に関すること】 学校施設課 電話:829-1619 (内3944)